

Information

04

あなたの声を市政に

市政モニター

市は、市政に市民の意見や要望を反映させ、住みよいまちづくりやサービスの向上を目指すため、市政モニターを募集します。

【定数】20人以内

【内容】市政に対し、建設的な意見や要望などを随時提出  
②モニター会議(年3回程度)への出席  
③市政についてのアンケート調査などへの回答  
④市長から出席の要請がある会議などへの出席

【任期】委嘱の日から年度末まで

【資格】①20歳以上で、市内に1年以上住んでいる  
②地方公共団体の職員でない  
③モニターの職務を積極的に履行できる

【応募方法】①住所②氏名③生年月日(年齢)④電話番号を任意の様式に記入し、総務部市長公室まで持参するか、電子メール、郵送のいずれかで申し込みください

【募集締切】2月14日(金)

※郵送の場合は、募集期間中の消印のものに限る

【申し込み問い合わせ】総務部市長公室(広報広聴係)  
〒987-0511/登米市  
迫町佐沼字中江2-6-1  
☎0220(22)2090  
✉koho@city.tome.niyagi.jp

市景観形成会議委員

市景観計画の推進に当たり、市民の意見を反映させるため、市景観形成会議委員を募集します。

【募集人数】3人以内

【内容】市景観条例や市景観計画に定める事項などについて審議

【任期】委嘱の日から2年以内

【資格】①20歳以上で、市内に住んでいる  
②景観について関心を持ち、公共的な観点から意見が述べられる  
③市議会議員および市職員ではない  
④市税を滞納していない

【応募書類】①応募申込書②市税の納付状況確認同意書③作文「私が考える市内景観資源の活用策」について、400字

から800字程度にまとめてください

※応募書類は建設部住宅都市整備課、各総合支所市民課に備え付けているほか、市公式ホームページからもダウンロードできます

【応募方法】所定の応募申込書と同意書に必要事項を記入し、作文と一緒に、次のいずれかの方法で提出してください  
①住宅都市整備課へ郵送  
②住宅都市整備課またはお近くの総合支所市民課へ持参

※応募書類は返却しません  
【募集期間】1月20日(月)～2月18日(火)

※郵送の場合は、募集期間中の消印のものに限る

【選考方法】選考委員会で選考し、市長が委嘱します。選考結果は応募者全員に通知します  
【申し込み・問い合わせ】建設部住宅都市整備課(都市整備係)  
〒987-0602/登米市中田町上沼字西桜場18  
☎0220(34)2316



Information

06

道路の損傷を見つけたら  
スマホで通報

市は、スマートフォンなどのアプリを使用して、道路の損傷など、不具合箇所の位置や現場の状況をいつでも通報できる「市民通報システム」を導入しています。

■利用方法

▼専用アプリのダウンロード・ユーザー登録  
①Android端末はGoogle Playストア、iPhone端末はApp Storeから「Fix My Street」で検索し、アプリをダウンロード②アプリを起動してメールアドレスや氏名などの

必要事項を入力し、ユーザー登録

▼投稿方法  
①道路で不具合を発見したらアプリを起動②不具合のある箇所の写真を撮り、コメントを入力して送信

※アプリのダウンロードや投稿などにかかる通信料は、利用者の負担となります

※市で投稿内容を確認の上、対応した内容や状況を随時更新しますので、スマートフォンなどで手軽に対応状況を確認できます

■利用上の注意

▼道路の穴や倒木など、緊急

を要する場合は、今までと同様、各総合支所または建設部土木管理課まで電話でご連絡ください

▼プライバシーに関するものや内容が不適切と判断したものなどは、市で修正・削除することがあります

▼道路に関する不具合が対象のため、それ以外の整備要望には対応できません



【問い合わせ】建設部土木管理課(道路河川管理係)  
☎0220(34)2365

Information

05

牛やニワトリなどの  
飼養状況を調査します



場合は、家畜保健衛生所の指導の対象になります

【対象者】次の家畜または家畜(ペットとして飼っている人も対象です)▼家畜  
●牛、豚、馬、綿羊、ヤギ▼家畜  
●ニワトリ、アヒル、ウズラ、キジ、ホロホロチョウ、シチメンチョウ、ダチョウ

【報告期限】2月14日(金)

【連絡先】

▼産業経済部農産園芸畜産課(畜産振興係)  
☎0220(34)2713

▼県東部家畜保健衛生所(防疫班)  
☎0220(22)2395

法務大臣から  
人権擁護委員に委嘱

佐々木武雄さん(豊里町・再任)、佐々木喜代子さん(登米町・再任)、金正男さん(石越町・新任)が1月1日付で、人権擁護委員の委嘱を受けました。

人権擁護委員は、私たちのまちの身近な相談パートナーです。「これは人権問題ではないか」、「法律が分からないので困っている」ときは、一人で悩まずご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

【問い合わせ】  
仙台法務局登米支局(総務係)☎0220(52)2070

Information

07

4月から、上下水道の  
組織が一つになります

市民生活の重要なライフラインである水道事業と下水道事業の組織が令和2年4月1日に統合し、「登米市上下水道部」になります。

組織の統合に伴い、水道事業と下水道事業の窓口が一元化され、市民サービスが向上するとともに、効率的な管理運営や、災害時の危機管理体制の強化などが図られます。

現在、市役所中田庁舎で取り扱っている下水道に関する業務は、4月に新設する「上下水道部」に移行し、統合後の事務所は、市役所登米庁舎内の現水道事業所になります。

組織の統合に伴う水道料金・下水道使用料などの新たな手続きはありません。また、水道料金・下水道使用料に関する業務は、これまで通り「水道お客様センター」(☎0120(023)151)で担当します。

3月までの各種申請や問い合わせ先などは、これまでと変わりません。統合に伴う新たな問い合わせ先などについては、今後、広報紙などでお知らせします。

統合のメリット

- 窓口の一本化による市民・事業者へのサービス向上
- 災害時などにおける危機管理体制の強化
- 共通する業務の一元化による効率化やコスト削減
- 効率的な事業計画の策定や事業の実施



保呂羽浄水場



佐沼環境浄化センター